



くらしの告知板

相談

生涯現役 無料個別相談会

熊本労働局委託・平成26年度生涯現役社会実現環境整備事業として、再就職・起業・社会参画したいなど、生涯現役をめざす55歳以上の皆さんの悩みに一対一でお応えします。

■日時

毎月第3水曜日
午前10時～午後3時

※12月17日・1月21日
2月18日・3月18日

■場所

ハローワーク阿蘇
2階会議室

■対象

55歳以上の人

〈問い合わせ〉
総合人材センター(担当)原田
TEL 096(2223)5726

放送大学4月生募集

放送大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業を行う大学で、平成27年度第1学期(4月入学)の学生を募集しています。

心理学・福祉・経済・歴史・

各課の電話番号

市外局番0967

南阿蘇村代表 (67)1111
白水庁舎代表 (62)9112
長陽庁舎代表 (67)1113

久木野庁舎

総務課 (67)1111
企画観光課 (67)2230 (67)1112
窓口センター (67)2638
議会事務局 (67)1553

白水庁舎

総合調整課 (62)9112
農政課 (62)9113
農業委員会事務局 (62)9197

住民福祉課 (62)9195

健康推進課 (62)9180

地域包括支援センター (62)8222

税務課 (62)9181

人権対策課 (62)9182

会計課 (62)9196

長陽庁舎

総合調整課 (67)1113

環境対策課 (67)3176

建設課 (67)3178

教育委員会事務局 (67)1602

南阿蘇村携帯サイト

<http://www.vill.minami.aso.lg.jp/mobile/>



文学・自然科学など幅広い分野を学べます。資料を無料で差し上げています。

■出願期間

平成27年3月20日

〈問い合わせ〉

放送大学熊本学習センター
TEL 096(341)0860

製造事業所の皆さんへ

平成26年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、12月から来年1月にかけて調査員が伺います。調査票の内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

〈問い合わせ〉

役場 企画観光課企画係
TEL(67)2230

お子さまの教育資金を「国の教育ローン」がサポート！

高校、大学などへの入学時・在学時にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

■融資額

子ども1人あたり350万円以内

以内

■金利

年2・35% 固定金利
※母子家庭または世帯収入200万円 所得122万円以内の人は1・95% (10月10日現在)

■返済期間

15年以内
(交通遺児家庭、母子家庭または世帯収入200万円、所得122万円以内の人は18年以内)

■使いみち

入学金、授業料、教科書代、アパート、マンションの敷金・家賃など

■返済方法

毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

■保証

(公財)教育資金融資保証基金
※連帯保証人による保証も可能

〈問い合わせ〉

HP「国の教育ローン」で検索
教育ローンコールセンター
TEL 0570-0008656 (ナビダイヤル)
TEL 03(5321)8656

火災予防条例の一部を改正します

平成25年8月に発生した福知山花火大会火災を踏まえ、祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の者が集まる催しに、皆さんが安心して参加できるように、火災予防条例の一部を改正します。

●露店などを出店される方

多数の者が集まる催しに出店する露店・屋台等で対象火気器具(ガスコンロや発電機等)を使用する場合は、次の二つが必要になります。

①消火器の準備

②露店等の開設届

露店等の開設届は、開催日の3日前までに消防署に提出してください。

※家族で行うバーベキュー、保育所で保護者等が主催するもちつき大会のような催しは対象外です。

●催しを主催される方

主催者が出店を認める露店・屋台等の数が100店舗を超える規模の屋外での催しのうち、消防署長が火災予防

上危険であると認めるものは「指定催し」として指定します。その「指定催し」の主催者には、次に掲げる事項が必要となります。

①防火担当者の選任

②火災予防上必要な業務に関する計画の提出

なお、火災予防上必要な業務に関する計画の提出は、催しを開催する日の14日前までに、消防署長に提出する必要があります。

また、14日前までに提出されなかった場合は、30万円以下の罰金に処される場合がありますので、ご注意ください。

〈問い合わせ〉

阿蘇広域行政事務組合
消防本部予防課
TEL 0967(34)0119



募集

家族で取り組む「家庭の日記」
あったか家族コンクールの作品を募集しています。

小中学生の皆さん、家族で過ごした楽しい時間を「絵につき」や「フォトにつき」にしてみませんか？「絵につき」は小学校低学年の部と高学年の部の2部門、「フォトにつき」は小中学生の1部門です。

応募した皆さん全員に参加賞を準備しています。心が温まるような作品をたくさん待っています。

詳しくは、学校配布の実施要項または県庁のホームページをご覧ください。

■募集期間

12月1日(月)～平成27年1月16日(金)

■表彰式

平成27年3月1日(日)

〈問い合わせ〉

県くらしの安全推進課

(担当) 田上

TEL 096(333)2294

内線(7409)

FAX 096(382)7403

第2回スマイルデザインコンテストを開催中です。

ホームページや役場に備え付けの専用紙で応募してください。

募集内容

【企画部門】 県民の笑顔につながる幸せづくりの企画

【フォト部門】 幸せをテーマに、誰かに伝えたい出来事や場所などを写した写真とコメント

【川柳部門】 日常にある幸せをテーマにした川柳

■募集期間

平成27年1月15日(木)まで

〈問い合わせ〉

県企画課

TEL 096(333)2019

スマイルデザインコンテストで検索

一般



記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されています

平成26年1月から、記帳・帳簿などの保存制度の対象となる方が拡大され、事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告が必要ない方も含まれます)は、売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する金額などを帳簿に記載し、その帳簿や取引に係る請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

制度の詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」等については、税務署の所得税担当までお問い合わせください。

納税証明書の交付請求について、ご不明な点は、おたずねください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」等については、税務署の所得税担当までお問い合わせください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

納税証明書の交付請求について、ご不明な点は、おたずねください。

また、税務署が実施する「記帳説明会」等については、税務署の所得税担当までお問い合わせください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

地方法人税が創設されました

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税を納める義務がある法人は、基準法人税額に4・4%の税率を乗じて計算した地方法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することになりました。

なお、地方法人税の創設に伴い、法人税確定申告書の様式も改訂されています。

制度の詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の、パンフレット「平成26年度法人税関係法令の改正の概要」をご覧ください。地方法人税について、分りにくい点や、詳しく知りたい人は、税務署におたずねください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署

TEL 0967(22)0551

※自動音声で「2」を選択してください。

阿蘇税務署